

# いざという時の 国民健康保険 の手続き

いざというときに、安心して医療を受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになります。職場の医療保険の加入・脱退は、職場の担当者が手続きをしてくれますが、国保の場合は、世帯主が自ら届け出をしなければなりません。

## 1. 国民健康保険加入者が会社に入ったとき

**Q** 会社に就職したら、国保の資格はどうなるのですか？

**A** その会社で健康保険などの資格ができたなら、国保から脱退する必要があります。

届け出に必要なものは  
・健康保険証（社保・共済等）または健康保険の資格取得証明書・国民健康保険証・印鑑  
脱退の届け出が遅れると

資格がなくなった国保の保険証で診療を受けてしまうと国保で負担した医療費を後で返すことになったり、社保などの健康保険料と国保税を二重に支払ってしまうことがあります。

## 2. 会社をやめたとき

**Q** 会社をやめた人の健康保険はどうなるのですか？

**A** 次のうち、いずれかの手続きをする必要があります。

①再就職先の健康保険等に加入する。  
②他の家族の健康保険に加入する。  
（所得制限あり）

③健康保険を任意継続（2年間）する。  
任意継続とは、健康保険の被保険者期間が2か月以上あれば引き続き2年間は健康保険に加入することができます。退職後、20日以内に社会保険事務所等に本人が手続きを行うこととなります。

④国民健康保険に加入する。  
届け出に必要なもの健康保険の資格喪失証明書及び印鑑（証明書の用紙は市役所にも置いてあります）

加入の届け出が遅れると最大3年さかのぼって国保税がかかります。

国保税は、届け出をしたときでなく前の健康保険がきれた、あるいは他の市町村から転入したときから月割りでかかります。例えば、7月に会社の健康保険がきれて国保に加入手続きを12月にした場合、その期間の国保税も併せて納めていたただかなければなりません。この期間は最大3年と定められています。

資格発生 ←————— 届け出をしてなかった期間 —————→ 届け出

7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	-----	-----	-----

←——— この期間は、保険証がないので医療費全額負担となります。 —————→  
7月までさかのぼって、国保税を納めることとなります。

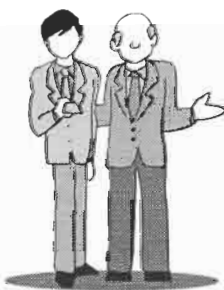
7月に会社をやめて12月に国保の加入の届け出をした場合

## 3. 定年退職を迎えたとき

定年などで、長年勤めた会社を退職し、年金を受けている国保加入者とその家族は、退職者医療制度をうけることとなります。  
（老人保健制度適用まで）

○退職者医療制度に該当する人  
・国保に加入しており、老人保健制度の適用をうけていない人。  
・厚生年金や共済組合などから老齢年金をうけている人で、これらの年金加入期間20年以上、もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人。  
・退職者医療加入者本人の配偶者と被扶養者。

○届け出に必要なものは  
・健康保険の資格喪失証明書または国民健康保険証。  
・年金証書（加入期間が記載されたもの）・印鑑。  
定年退職後は、2年間任意継続（2の③参照）をうけられますので、任意継続がきれた後に、国保加入の手続きをしてください。



国民健康保険係  
内線 ☎ 232  
233番

世帯全員又は、一部に次のような異動があった場合は、必ず14日以内に国民健康保険係まで届出をしてください。

「健康保険加入証明書」及び「健康保険喪失証明書」の用紙は、国民健康保険係にあり、会社などが発行します。	その他			国保をやめるとき			国保に加入するとき						
	保険証を無くしたとき	修学のため、他の市町村に転出するとき	世帯を分けたり一緒になつたとき	住所、氏名、世帯主が変わつたとき	退職者医療制度の対象となつたとき	国保の加入者が亡くなつたとき	職場の健康保険等に入ったとき	他市町村へ転出するとき	子どもが生まれたとき	健康保険の任意継続がきれたとき	職場の健康保険等をやめたとき	他市町村から転入してきたとき	こんなとき
印鑑、身分を証明できるもの(運転免許証など)	印鑑、保険証、在学証明書(毎年必要です)		印鑑、保険証(先に市民係で住民票の異動届を出してください)	印鑑、保険証、年金証書(加入期間が記載されたもの)	印鑑、保険証、死亡診断書(先に市民係で死亡届を出してください)	印鑑、職場の健康保険証(又は健康保険加入証明書)	印鑑、保険証(先に市民係で転出届を出してください)	印鑑、保険証、出生証明書、母子健康手帳(先に市民係で出生届を出してください)	印鑑、健康保険任意継続被保険者資格喪失(予定)通知書又は任意継続の保険証、最後に支払った健康保険料の領収書	印鑑、健康保険喪失証明書	印鑑、転出証明書(先に市民係で転入届を出してください)		

## 国民健康保険からのお知らせ

○ミニドックを助成しています。

市では国民健康保険加入の40歳以上の方について、市内医療機関で受けられるミニドックを行っています。(ただし、当該年度中1人1回に限ります。)

受診希望の方は市で受診券を交付しますので、保険証持参のうえ国民健康保険係へ申請して下さい。病気の早期発見・早期治療のためミニドックを受けましょう。

検査項目 身長、体重、血圧、尿検査、心電図、貧血検査  
 血中脂質、肝機能、腎機能、糖尿病、痛風  
 血糖値、血小板数(眼底検査はありません)

自己負担額 1,300円(残りは市で負担します)

